

人材育成型専門家派遣事業

随時募集中！

をご活用ください

受付期間：R4.1.28まで ※予算上限に達し次第、募集を終了します。

～ 企業ニーズに応じたオーダーメイド型の専門家派遣により、企業の人材育成を支援します！～

◎人材育成型専門家派遣事業の特徴

☞対象要件

- ・対象企業：今後成長が見込まれる医療機器・自動車・航空機等のものづくり分野又はICT分野（以下「成長分野等」という。）の事業展開（業態転換や事業の多角化を含む。）を推進しようとする県内の中小事業者
- ・対象案件：以下の内容を全て満たす案件
 1. 成長分野等の事業展開（業態転換や事業の多角化を含む。）に資する取組であること
 2. 従業員の技術技能の向上を目的とした人材育成の取組であること
 3. 前号の目的を実現するにあたり、当該技術技能に関する専門家から助言・指導を受けようとする取組であること
 4. 令和2年度鳥取県専門家活用人材育成支援補助金を活用した事業者が、当該事業において活用した専門家から、同種の内容について継続して助言・指導を受けようとする取組でないもの。

☞派遣費用及びその負担

- ・謝金（県は2分の1を負担）

5時間未満の場合	2.5万円（県の負担上限額）
5時間以上の場合	5万円（県の負担上限額）

- ・旅費（県は2分の1を負担）

※県は一事業につき40万円を上限として負担します。企業は謝金及び旅費の全体額から鳥取県が負担する額を除いた額が負担となります。詳しくはホームページ掲載の実施要領をご覧ください。

☞利用回数

- ・助言・指導を受ける時間によらず、1社あたり最大5回まで

◎利用の流れ

1 ステップ まずはご相談ください（要件の確認など）

対象分野に関連する取組かどうか、スケジュールが対応できるかどうか等、専門家派遣事業をご活用いただけるかについて、確認させていただきます。

適切な専門家がわからない場合は、希望される内容をもとに専門家の選定を担当者がお手伝いします。

2 ステップ 専門家派遣の申込み（課題、指導内容、希望する専門家など）

実施要領で定める所定の「依頼書」をご提出ください。内容を審査し派遣の可否を決定します。

「人材育成型専門家派遣事業 審査のポイント」をご確認いただいた上で、依頼書をご提出ください。

3 ステップ 実施計画の作成及び派遣の実施

派遣決定となった場合、依頼企業及び専門家と日程や必要な事項を調整いただいた上で、実施します。

原則として、最寄り駅・バス停等からの専門家のアテンドは依頼企業で行っていただきます。（実施の際は、県の担当者が同席する場合があります。）

4 ステップ 実施結果の報告

本事業が終了した日から起算して10日を経過する日までに、指導内容や得られた成果等について実施要領で定める所定の「事業完了報告書」をご提出ください。

5 ステップ 専門家謝金の支払い

事業完了報告書を提出した日から30日を経過する日までに企業負担分の謝金及び旅費を専門家から指定された口座へお支払いください。（専門家との協議により支払い条件が変わる場合があります。）

【問い合わせ先】 〒680-8570 鳥取市東町1-220

鳥取県商工労働部産業人材課（担当）高梨、山本

電話：0857-26-7224

e-mail：sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

鳥取県 戦略産業人材育成事業

対象要件に該当するかどうかの判定例

- 「成長分野等の事業展開（業態転換や事業の多角化等を含む。）に資する取組」について
 - ・成長分野等の事業を実施していれば、どのような内容でも対象になるか。
→助言・指導を受けようとする内容が、成長分野等の事業展開（業態転換や事業の多角化等を含む。）に向けて必要となる技術技能の向上に資する内容かどうかで判断します。
 - ・現在、成長分野等の事業は行ってないが、専門家派遣を受けることはできるか。
→成長分野等の事業を行おうとしており、そのために必要な内容であれば対象となります。
- 「令和2年度鳥取県専門家活用人材育成支援補助金を活用した事業者が、当該事業において活用した専門家から、同種の内容について継続して助言・指導を受けようとする取組でないもの。」の要件の趣旨は？
→取組の立ち上げを支援するものであり、同種の内容の継続支援は、困難なことをご理解ください。異なるテーマに取り組む場合は、他の要件に該当していれば利用可能です。

制度上の留意事項

必要書類

- 人材育成型専門家派遣制度を活用するにあたり必要な書類（「様式第1号の依頼書」、「様式第5号の事業完了報告書」）は、以下のホームページに掲載しております。
ダウンロードしてご利用ください。
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1159511.htm>
上記ホームページには、制度の詳細（人材育成型専門家派遣事業実施要領）についても掲載しておりますので、併せてご確認ください。

HPのQRコード



事業期間

- 募集期間：令和3年8月2日から令和4年1月28日まで（午後5時必着）
随時募集とし、予算上限に達し次第、募集を終了します。
- 人材育成型専門家派遣の実施は、令和4年2月末までに完了するスケジュールとしてください。

所要経費

- 専門家への謝金・旅費の費用負担は、以下の表のとおりです。
また、謝金・旅費全体額のうち、鳥取県が負担する額を除いた額は**企業負担となります。**

費目	概要	負担者、負担割合等
謝金	専門家から助言・指導を受けた対価として支払う報酬（消費税及び地方消費税含む。源泉徴収税含む）	1.鳥取県は左記金額の2分の1を負担する。ただし、助言・指導の時間（小休憩を含み、昼休憩を除く時間。）が5時間以上の場合、1回につき5万円（5時間未満の場合は1回につき2万5千円）を上限とする。 2.派遣決定企業は、謝金全体額から鳥取県が負担する額を除いた額を負担する。
旅費	専門家の自宅又は事務所所在地を基準に県の規定により算定した額	1.鳥取県は、左記金額の2分の1を負担する。 2.派遣決定企業は、旅費全体額から鳥取県が負担する額を除いた額を負担する。
その他の経費	研修に使用する機材・教材、ソフトウェア、物品等の調達に係る経費、光熱水費、その他助言・指導を受ける際に必要と認められる経費	全額 派遣決定企業が負担する。

実施時に特に注意を要する事項

- 事業者の方は、専門家派遣を受ける際、専門家に相談すべき事項を事前に十分に検討し、効果的、効率的に助言・指導を得られるよう努めてください。
- 適切に実施されていないと認められる場合で、改善がなされない場合、派遣を中止する場合があります。
- 派遣決定後に、やむを得ない理由で日程に変更が生じた場合、専門家派遣の実施を中止する場合は、速やかに県の担当者にその旨を連絡してください。
- 派遣決定を受けた企業の都合により中止した場合で、専門家に損害が生じたときは、専門家が既に負担した実支出額を限度に、専門家から派遣決定企業に費用負担を求められる場合があります。